

第11回八街市農業委員会総会

平成25年11月19日
八街市農業委員会

平成25年第11回農業委員会総会

平成25年11月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 9. 岩品 要助 | 16. 中川 利夫 |
| 2. 長谷川英雄 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基 |
| 3. 武藤 功 | 11. 関口 芳秀 | 18. 石井とよ子 |
| 4. 宮部 操 | 12. 小山 優一 | 19. 関端 旭 |
| 5. 赤地 達雄 | 13. 飛田 育男 | 20. 菅野 喜男 |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山 哲信 | 21. 三須 裕司 |
| 8. 鈴木 勝雄 | 15. 井口 政直 | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

6. 内藤 富夫

3. 事務局

- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 麻生 和敏 | 主 査 補 | 森 政幸 |
| 主 査 | 菅沼 邦夫 | 副 主 査 | 浅井 久子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について
報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○麻生事務局長

開会を宣す。(午後3時36分)

○川野会長

いよいよ冬に入ったようで、今日あたりから大分寒くなるような予報でございますが、皆様方にはこれからも風邪を引かないように気をつけていただきたいと思います。

それでは、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条本体で7件、農用地利用集積計画の承認4件、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届け出1件、廃土処理(公共事業施行)事業の届け出2件、農地法第18条第6項の規定による通知1件、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出1件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせまして総件数で17件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶にかえたいと思います。

ただいまの出席人員は21名です。議員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたします。

なお、内藤委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いいたします。麻生局長、お願いいたします。

○麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

10月24日木曜日、午前10時から転用事実確認、現地調査を実施いたしまして、担当委員は川野会長、関口委員、内藤委員出席のもと実施いたしました。

11月4日月曜日、午前10時から、総合保健福祉センター大会議室におきまして、八街市及び教育委員会定例表彰式に川野会長が出席いたしました。

11月6日水曜日、午後1時30分から転用事実確認、現地調査を実施し、また、農地パトロールを実施いたしました。担当委員は鈴木部長、林委員、小山委員、出席のもと実施いたしました。

11月8日金曜日、午後1時から県農業経営基盤強化促進大会が千葉市、青葉の森公園芸術文化ホールにおいて開催され、三須副部長、関端部長、中川委員、林委員、森委員、事務局からは菅沼、農政課からは荻嶋が出席しております。

11月13日水曜日、午後1時30分から予定しておりました部会案件はありませんでしたが、転用事実確認、調査を実施いたしました。担当委員は森副部長、内藤委員、飛田委員、出席のもと実施いたしました。

11月19日火曜日、午後2時から、本日ですが、市長室において第22回農業委員会総選挙対策推進要領が決定され、農業委員の改選にあたってのお願いの署名を、八街市農業委員会会長、千葉県農業会議会長、全国農業会議所会長の連名によりまして、市長及び市議会議長に川野会長より提出いたしました。

それから、本日2時半から運営委員会を会長室において開催しまして、川野会長、三須副会長、鈴木部長、関端部長、中川副部長、関口副部長、林副部長、森副部長の出席のもと開催い

たしました。議題につきましては農業委員視察研修についてでございます。詳細につきましては後ほどまた報告をいたします。

以上で会務報告を終わります。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

議席番号15番の井口委員、16番の中川委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番、3番を議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、八街字北夕日丘。地目、畑。面積1万5,873平方メートル。権利者・事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者・事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。

番号2、区分、売買。所在、勢田字込。地目、畑。面積218平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1,092平方メートル。権利者・事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者・事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。これは番号3と関連しております。

続いて、番号3、区分、賃貸借。所在、勢田字東。地目、田。面積1,336平方メートル。権利者・事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者・事由、農業経営を縮小したい。こちらも番号2に関連しております。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員

議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果を報告いたします。

申請地についてはJR八街駅から西へ4.5キロメートル、境界は境界木と石ぐいがあります。現況は休耕地となっております。進入路は公道には接しておらず私道となっております、申請者からこの件については承諾の上、取得したいという内容の文書が提出されており、問題ないということであります。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否について報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、2トントラック2台です。主な労働力は権利者と父親の2名で、忙しいときはパートを雇っているそうです。年間農作業従事日数について、権利者と父親、ともに年間300日です。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。申請人及び住所地の農業委員会に確認しましたところ、現在所有する農地は全て効率的に耕作しているとのことであり、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もないということでもあります。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他、参考となる事項として営農計画はヤマトイモと落花生を作付けする予定であり、通作距離は自宅から約7キロメートル、車で約10分です。申請者の自宅に行き話を聞いたところ、現在も落花生とヤマトイモを生産しており、しっかりとした農家でありました。また、境界については、許可を受けてから測量士を頼んでしっかりと境界を決めたいということでした。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

次に、2番、3番は、関連しておりますので、あわせて説明をお願いいたします。赤地委員、お願いいたします。

○赤地委員

農地法第3条、申請における調査報告について報告します。

議案第1号、2番及び3番については権利者が同じに関連しておりますので、一括して調査報告します。申請地は市役所より南西に約5キロメートルです。境界はウツギの木で確認できます。現況は自家野菜を少し作付けしています。進入路は市道に面しております。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否について報告します。権利者の所有している主な農機具はトラック2台、耕運機2台、トラクター1台、田植え機1台です。労働力は権利者と両親の3名で、常時雇用者はいません。年間の作業従事日数は権利者と両親ともに兼業で150日であり、技術力があります。面積要件について、所有農地と今回の申請地を合わせますと50アールはクリアします。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項として、営農計画は田んぼと畑は里芋とショウガを予定しております。畑は自宅の周りで、田んぼも車で2、3分のところにあります。田んぼは既に権利者により耕作されております。権利者は現在、運送業と兼業ですが、今後は農地面積を増やし、専業農家でやっていく予定だそうです。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後に耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含め全ての農地について効率的に利用すると認められますので、議案第1号、2番及び3番については農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いいたします。一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番、3番、4番を議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、文違字文違野。地目、畑。面積910平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、食品の加工販売業を営んでいるが、会社の敷地が狭く、従業員の駐車場が確保できない状況であるため、当該申請地を取得し、従業員の駐車場として利用したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

番号2、区分、売買。所在、富山宇富山。地目、畑。面積224平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積996平方メートル。転用目的、建売分譲住宅(3棟)用地。転用事由、建売分譲住宅3棟の建築、販売。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

次に、番号3、番号4を一括してご説明いたします。番号3、区分、使用貸借。所在、吉倉

字稚出シ。地目、山林現況畑です。面積1万4,035平方メートルのうち657.70平方メートル。番号4。区分、使用貸借。所在、吉倉字稚出シ。地目、山林現況畑です。面積331平方メートル。以上、番号3、番号4の2件の転用目的、太陽光発電施設用地、また2件の転用事由、現在、土木建築業を営んでいるが、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を新たに始め、会社の経営規模を拡大したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から第2種農地と判断されます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、中川委員、お願いいたします。

○中川委員

それでは、議案第2号、1番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北へ2.5キロメートルに位置し、権利者の会社は隣接地になります。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。一般基準ですが、計画面積は910平方メートル、資金は自己資金、造成計画は埋め立てを行わず、整地のみ、用水はなし、雨水は自然浸透、雑排水、汚水はなし、被害防除対策はコンクリートブロックを3段に積み、グリッドフェンスを周囲にめぐらすとのことです。隣接の方も了解しているとのことで、特に問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

○川野会長

次に、2番、小山委員、お願いいたします。

○小山委員

議案第2号、2番について報告いたします。

申請地は市役所より西へ約1.5キロメートルに位置し、位置指定道路に接しています。資金については自己資金、農地性は第2種農地と判断しました。被害防除ですが、現地盤でブロック積みを施工するため、土砂の流出を防ぎます。用水は井戸、雨水は浸透枡、汚水、雑排水は合併浄化槽を通し、既存位置指定道路内の側溝に放流します。これらのことから、特に問題ないものと思われます。

以上、報告を終わります。

○川野会長

次に、3番、4番は、関連しておりますので、あわせて説明をお願いします。井口委員、お願いいたします。

○井口委員

議案第2号、番号3番、4番、あわせて調査報告を申し上げます。

まず立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南西約6キロメートル、また川上小学校から

北へ約500メートルに位置し、市道からの進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、太陽電池モジュール200枚を設置するための面積は988.70平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては、自己資金に賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は碎石も敷き自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等も防止することです。また、設備は1.5メートルの高さで日照、通風への影響がない構造になっております。権利者である会社は家族経営で建設業を営んでおりますが、今後、新たに太陽光発電による収益増を図っていることから、妥当性についても認められます。

これらのことから立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成25年11月13日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、山田台字山田台。地目、畑。面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,949平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は6年、再設定です。

番号2、所在、八街字藤株。地目、畑。面積611平方メートルのうち311平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,811平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号3、所在、八街字七本松。地目、畑。面積1万1,062平方メートルのうち3,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号4、所在、八街字松ヶ崎。地目、畑。面積4,116平方メートルのうち2,243平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積3,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から4までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

○川野会長

会議を再開いたします。

次に、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届け出について、事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、6ページになります。報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届け出について、ご説明いたします。

所在、用草字矢ノ作。地目、畑。面積1, 166平方メートルのうち115平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業末端用水路工事に伴う発生土置き場として一時的に使用する。以上です。

○川野会長

次に、報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届け出について、事務局、説明を願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届け出について、ご説明いたします。番号1、番号2を一括してご説明いたします。

番号1、所在、四木字西四木。地目、畑。面積1, 771平方メートルのうち、126平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積1万784平方メートルのうち864平方メートル。次に、番号2、所在、四木字西四木。地目、畑。面積1, 236平方メートルのうち126平方メートル。以上2件の事業内容、北総中央農業水利事業施行に係る廃土処理。

以上です。

○川野会長

次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知によつての説明を事務局、説明願います。菅沼主査、お願いします。

○菅沼主査

それでは、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在、勢田字込。地目、畑。面積231平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積

1, 966平方メートル。合意の成立日、平成25年10月31日。土地引き渡し時期、平成25年10月31日。

以上です。

○川野会長

次に、報告第4号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出について、事務局、説明を願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、報告第4号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字裏島。地目、畑。面積3,060平方メートルのうち190平方メートル。事業内容、農業用作業場2棟として利用したい。なお、本案件と同様の案件が本年の9月、第9回総会で報告されましたが、作業場の建築位置が都合により移動したいとあります。よって、第9回総会で報告された事項は必然的に取り消されるということになります。

以上です。

○川野会長

次に、報告第5号、農用地利用集計画の中途解約に係る通知について、事務局より説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、報告第5号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご報告いたします。

番号1、所在、八街字七本松。地目、畑。面積1万1,062平方メートルのうち3,000平方メートル。合意の成立日、平成25年10月17日。土地引き渡し時期、平成25年10月17日。

以上です。

○川野会長

報告第1号から第5号につきましては報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○麻生事務局長

閉会を宣す。(午後4時23分)

議事録署名人

議 長

1 5 番

1 6 番